

第二十四回国会 衆議院 地方行政委員会議録 第二十一号

(三四二)

昭和三十一年三月十三日（火曜日）午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事永田 孝一君 理事鈴木 直人君

理事北山 愛郎君 理事中井徳次郎君

青木 正君 理事吉田 重延君

川崎末五郎君 唐澤 俊樹君

渡海元三郎君 木崎 茂男君

堀内 一雄君 櫻井 義雄君

五島 虎雄君 德田與吉郎君

門司 亮君 川村 鑑義君

出席國務大臣 太田 正孝君

出席政府委員 後藤 博君

委員外の出席者 稲田 譲君

総理府事務官 藤田 譲君

財政部長 鎌田 要人君

総理府事務官 官(自治省) 藤田 譲君

総理府事務官 稲田 譲君

税務部市町村課長 鎌田 要人君

総理府事務官 稲田 譲君

税務部市町村課長 鎌田 要人君

税務部市町村課長 鎌田 要人君

税務部市町村課長 鎌田 要人君

税務部市町村課長 鎌田 要人君

三月九日

委員福井順一君辞任につき、その補欠として永田亮一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日 委員櫻内義雄君辞任につき、その補欠として永田亮一君が議長の指名で委員に選任された。

欠として松田竹千代君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日 委員松田竹千代君辞任につき、その補欠として櫻内義雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日 委員赤松勇君辞任につき、その補欠として田中稔男君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日 委員田中稔男君辞任につき、その補欠として坂本泰良君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日 委員田中稔男君辞任につき、その補欠として坂本泰良君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日 委員田中稔男君辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同月九日 理事永田亮一君同月九日委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同月九日 地方財政法等の一部を改正する法律の審査を本委員会に付託された。

同月十日 地方自治法の一部改正反対に関する陳情書（青森県上北郡天間林村長田島松次郎外三名）（第三六〇号）

同月十日 地方財政法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇八号）

（東京都議会議長西宮久吉外九名）

（第三六一號）新市の育成強化に関する陳情書（須坂市議会議長永井真吉）（第三六三号）

合併町村の小、中学校に対する財政措置に関する陳情書（東京都議会議長西宮久吉外九名）（第三六五号）

地方自治法の一部改正に関する陳情書（東京都千代田区長村潤清外四十名）（第三八八号）

市町村公平委員会の存続に関する陳情書（東京都千代田区九段一丁目四番地全国公平委員会連合会長董場順治外十一名）（第三九三号）

日本電信電話公社の固定資産に対する課税反対に関する陳情書（東京都港区赤坂葵町二番地全国電話連合会長足立正）（第四二四号）

日本電信電話公社の固定資産に対する課税反対に関する陳情書（東京都港区赤坂葵町二番地全国電話連合会長足立正）（第四二四号）

日本電信電話公社の固定資産に対する課税反対に関する陳情書（東京都港区赤坂葵町二番地全国電話連合会長足立正）（第四二四号）

（地方財政法の一部改正）

第一条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のよう

に改正する。

第十条第一号を次のように改め

一 義務教育職員の給与及び恩給並びに義務教育の教材に要する経費

第二十七条の見出し中「事業」を「建設事業」に改め、同条第一項中「事業」を「土木その他の建設事業」に、「該事業」を「当該建設事業」に、「その事業」を「当該建設事業」に改める。

第三十三条を次のように改め

第三十三条 削除

（地方財政再建促進特別措置法の一

部改正）

第二条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のよう改め

四項から第七項までを一項ずつ繰り下げる。

○太田國務大臣 ただいま提案されました地方財政法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のように、政府は、地方財政の窮乏を打開し、その再建を促進するため、今般地方行政制度についてあ

る限りの改革措置を講ずることとしたのでございます。その一環とし

たしたのでござります。

地方財政法等の一部を改正する法律案を議題として、提案理由の説明を聴取いたします。太田国務大臣。

り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 財政再建団体がその財政再建計画について第三条第一項の規定による自治庁長官の承認を受ける日前に第二十四条第一項の規定により起している地方債がある場合においては、当該地方債は、当該承認を受けた日以後においては、第十二条の規定により起した財政再建債とみなされる。

地方債とみなす。この場合において、当該財政再建債とみなされる地方債に係る第十五条の規定によ

り、利子補給は、当該承認を受けた者に係る利子補給から運用する。

日以後の分について行うものとする。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第一条の規定による改正後の地方財政法第十条の規定中義務教育職員の恩給に係る部分は、昭和三十一年七月一日以後において退職し、又は在職中死亡した者に係る恩給から運用する。

1

て、多年の懸案事項でありました義務教育職員の恩給に要する経費の半額を国庫が負担する制度を創設することといたしましたことに伴いまして、地方財政法の経費の負担区分に関する規定を整備する必要が生じて参りましたの

○北山泰賀 交付税法等に関連をいたしましたが、この前お伺いしました地方財政の赤字につきまして、大蔵省と自
律案、地方税法の一部を改正する法律案の三案を一括議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、これをお許します。北山君。

あって申しておる数字ではないとわれわれは考えております。従つて赤字額そのものにつきましては、すでに問難されなくなつたのであります。個々の団体につきまして再建費を幾らつけるかという問題になつて参りますと、これは資金という観念から見るか、赤字そのものをとらえていくかという二つの考え方があります。その点につきまして、少し団体を当つてみようじやなあいかといふので、現在までこの申し出がありました団体に当つております。その上で一応将来の申し出団体に対する基本的な線を出そう。こうしたことで作業をいたしております。されば今週中にはこの程度のものはつけるということをはつきりさせたいと考えております。もづくでに再建計画のきまつた団体もござりますので、われわれとしては赤字額をそつくりそのままつけてもらいたいというように主張しております。もちろん団体側の

を認めるかということについて、結局まだ結論が出ておらないといつても、な模様であります。何でも伝うるところによりますと、大蔵省ではその際に従来のその団体の税の滞納額はこれと差引くんだ、まあ一つの受け取り券であるというような意味合いから差引くということを申しておると聞いておりますが、それらの関係はどのようになつておりますか。

○後藤政府委員　ごく最近の大蔵省の意見は、滞納額という問題は別に問題にならないようになつたようであります。しかし違う観点からある程度の資金という考え方を非常に強く持ぢまして、そちらの方面から多少制限しようとする考え方があるようであります。しかしまだはつきりそれが公式的な意見であるかどうか確かめておりませんが、今大体一応の申し出団体の作業を終つたところであります。これから具体的な方針をきめるという段階であります。またはつきりしたことは申しておりませんが、おっしゃいますような滞納額という概念はやめたのではないとかと私も思つております。

を認めるかということについては、結局まだ結論が出ておらないというような模様であります。何でも伝うるところによりますと、大蔵省ではその際に従来のその団体の税の滞納額はこれと差し引くんだ、まあ一つの受け取りましておりますが、それらの関係はどのようになつておりますか。

○後援政府委員 ごく最近の大蔵省の意見は、滞納額という問題は別に問題にしないようになつたようであります。しかし違う観点からある程度の資金という考え方を非常に強く持つまゝで、そちらの方面から多少制限しようとする考え方があるようであります。しかしながらはつきりそれが公式的な見であるかどうか確かめておりませんが、今大体一応の申し出団体の作業を終つたところであります。これから具体的な方針をきめるという段階であります。まだはつきりしたことは申しておりませんが、おっしゃいますよんな滞納額といふ概念はやめたのではないのかと私も思つております。

○北山委員 はつきりしておりますが、やめたのではないかということは、従来滞納額を債権として赤字から差し引くということを大蔵省の方で主張しておつたといふうに反面うかがえるわけであります。当然理論的にいいましても、滞納額といふもののうち次年度に徵収できる分は財政計画上においても次年度の普通の税収の中に見込まれるという関係になるのであります。当然それぞれの年度の税収のうちに逐次見込み得るというような形で見なければならぬので、赤字の方から

滞納分を差し引く、ということは理論的にはおかしいのではないか、こういうふうに思いますので、その点は一つはさらに大蔵省を啓蒙していただくようお願い申し上げます。今その作業をしておられる。こういうふうに言われました、これが具体的に再建団体、再建予定団体、こういうものの再建計画といふものを作成して、それを材料にして作業をやっておられる、こういうふうな状態でありますか。

○後藤政府委員 番号いたしておりますのは、再建計画そのものの審査よりも、赤字の内容問題であります。赤字の内容を大きく分けますと、繰り上げ未用、事業繰り越し支払い繰り延べなど三つあります。今まで審査してきた作業というのは、その繰り上げ未用の中にはわれわれの考へている繰り上げ充用と違ったものがあるのではないか、それから事業繰り越しそのものの中に赤字と見るべき事業繰り越しがあるかないかという問題で、支払い繰り延べは大体問題ありませんが、この二つにつきまして個々の団体の現実の決算の状況を調べておったのであります。その作業が一応予定しております。団体について終りましたので、この辺で一つ方針をきめようじゃないかということ段階にきているということを申し上げます。

○北山委員 この問題は結局再建団体に対する再建債の融資率の問題でありますて、今全国の再建法の適用を受けようかどうかと思って迷っている団体にとっては、非常に重要な問題であるかと思うのです。一体どの程度に再建債を出してくれるのかということは、これは再建計画を作ろうとする場

中華書局影印
新編全蜀王集

一円でも予算が減りさえすればいいのだというような便宜解釈では、はなはだもって危険ではないかと思うのです。従つて、法制局がどのように解釈をされたか知りませんが、どうでしょう、後藤さん自身この二十四条の条文をそういうふうに読むことは、やはり適当でないと腹の中ではお考えになつておるんじゃないですか。

ば、必ず平均単価は落ちて参ります。落ちない場合は、もちろん実質的な予算の減少ということになりますから起債がつけられない。一般財源で出します。こうしたことになるわけでありま

ばわからないかもしれません。しかし起債は大体年度末につけるのでありますから、それ前は前借りの格好で出しますから、実際に落した場合に初めて起債に切りかえる。そういうことになるわけであります。

財政法の第三十三条を削つておるようですが、これはどういうわけですか。

○後藤政府委員 そういうことではございません。五条でもう読めるがら、この条文を削っても、別に実質的に變更を来たさないという意味でありますから、自治体警察の廃止を起債でやることとは五条の規定でできることと解釈しております。

○北山委員 五条のどこでであるのでですか。

は読めるじやないかといふ讀なんですね。讀めないといふ讀の人ももちろんありました。しかし私は初めからこの条文で讀めるから新陳代謝の場合もつけたらどうか。ところがそれにつ

通じやないですか。平均単価というの
はかつてな解釈じゃないですか。
○後藤政府委員 先ほど申しましたよ
うに、実質的に予算の減少を伴えますよ
ろしいという解釈であります。それを
打ち割つて申しますれば平均単価が落
ちればよろしい、こういうことになる
わけであります、途中を抜かして話
しましたのでそういうことになつたわ
けであります。

えた次第であります。
○北山委員 そうすると、予算の減少
というのは、結果的に一円でも減れば
いいのだということになれば、何と比
べて減るのですか。昨年度の予算と比

○北山委員 そうすると、結果的といふお話をですが、初めの予算の上では減少にならなくて、結果的に減少になればいいというのであるか、あるいは初めから平均単価を低めるような予算で組む場合でなければダメというのであるか、どっちですか。

○後藤政府委員 初めから予算を平均単価を落として組む場合もございましてよ。それからそうでない場合も私は

ならぬということになれば、その場合には退職手当費はつけられないのですか。

あると思います。両方あると思いま
す。

○北山委員 そりでない場合というの
は、これはつまり年度末までやつてみ
なければ、落ちるか落ちないかわから
ないじゃないですか。そういう途中で
はわからぬこと意味のないことにな
るのではないか。

○後藤政府委員 年度末にならなければ

ばわからないかもしれません。しかしながら、起債は大体年度末につけるのでありますから、それ前は前借りの格好で出すのですから、実際に落ちた場合に初めて起債に切りかえる、そういうことになるわけであります。

○北山委員 二十四条の「予算の減少により」というところに入れて解釈するのに逆に疑義を生じてくる。だから、いわゆる予算単位が落ちればその意に反して首を切れるということにも、あるいは拡大解釈して読めないか、読めることになるのではないか、非常に危険ではないかと私は思うのであります。その辺を初めからお考えになつて、それでも差しつかえない、読める、こういうことであつたのですか。

○後藤政府委員 この辺の問題がござりますので、法制局にいろいろ打ち合せした結果、現行法で読んで差しつかえないと、いうことになりましたのであります。

○北山委員 この点につきましては、公務員法との関係もござりますから、やはり今お伺いしたところでは、どうも二十四条の「予算の減少により」という言葉を、不适当に拡大して、便宜的にこれを解釈しておるような關係もあり、また地方公務員法二十八条といふ非常に重大な規定の拡大解釈を起してくる危険もありますからして、あとで法制局を呼んでさらにお伺いしたいと思います。

それからきょうお出しになつた地方財政法をちょっと拝見しますと、地方

○後藤政府委員 三十三条は地方債の特例の規定であります。それは前に第五条の改正を行いました際当然削つていいべきものであつたのであります。が、その三十三条の中に自治体警察に関する起債の問題が入っております。従つて、その自治体警察の規定がありましたので、一応形の上では残しておりますのであります。市町村の自治体警察が、府県の方に移つて参りましたので、実質的に前から動いておらない条文でありますので、この際規定の整備をはかる上からこの条文を削つたのでござります。

○後藤政府委員 そういうことではございません。五条でもう読めるからこの条文を削つても、別に実質的に變更を来たさないという意味であります。

○北山委員 五条のどこでできるのですか。

○後藤政府委員 五条の五号の「土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費の財源」ここで読めると考えております。

○北山委員 そうすると今の三十三条を削つたということは、三十三条の方はこの第五条に掲げる税率、標準税率以上でなければならぬという条件以外は、条件がつけられますね、それ以外はやはりこの三十三条を削つても第五条によって地方債は許される。これは自治体警察についても消防施設についてもみな同じだ。ただし標準税率以上はとらなければならぬということになつておる。そういうことになると、たとえば東京みたいなところで、標準税率に達しないような場合にはできませんよ」といふことになるわけですか。

○後藤政府委員 標準税率の制限はござりますけれども、全部五条で読めるというところから、これを規定の整備で削つたのでござります。現実の問題として、やはり標準税率以上のところに超債を認めております。東京も標準税率もございます。従つて実質的には、これを削りましても変化はないと思どもは考えております。

が、昨年よりも百八十五億ですか、減少しておる。その結果として地方債の一般事業債等の起債の率は、どの程度減るかとお伺いしたところが、一割らしいじゃないかというお話しだったんです。しかし実際には昨年度に比べて、金額において三〇%くらい減つておるんですよ。三〇%減るもののが現実に一〇%の減額にとどまるという二点はどういうことなんですか。

こういうようなことをやりますと、公
共事業の補助率を高めましても、おそ
らく地方負担が工面できないために事
業をやらない。あるいはそこに政府の
方のねらいがあるのかもしませんけ
れども、やらないという団体が相当出
てきやしないかということと、やれる
団体に事業が集中していくんじゃない
かという懸念があるわけですが、そな
い懸念はないかどうか。

うお話をありますとの見合いの問題、経費との見合い、一般財源の多寡、それの団体が事業ながらきめている、起債は特殊な場合を考え方に持つて、やはりだんだん少くではないか、かとあります。

が、これは一般財源においては大体從来と變らない。要するに補助の方はついた。しかし起債の方は、償還能力等も考へるからつくづくは限らない、というような事態になつて困るのでありますから。そういうことになり、うにならない、いわゆる從来と同じような方針で、補助がつければ起債も大体いく過程としては、やくしていくのがいいののように私は考えておる

団体は、もちろん一般財源でもって自己負担分を見て、その負担分を一般財源に振りかえるというような力がないのですから、そうするとせつからく補助をもらつても、起債が今のような考慮によつてつかないために、その事業を返上しなければならぬという事態が起り得ると思うのですが、そういうことを予想してかかつておるのです。

へらい下るかという問題ですか。

と、今まで補助事業については、補助

それからもう

○後藤政府委員 原則的にはやはり從つは、起債をつけま

に多くないでおなじく、おまけして、
一応率どつけておきますれば、お

から、一般財源との伸びと関連がござります。従つて一般財源の個々の伸びを計算に入れて充当率をきめております。県によりましては非常に異なつたものが出て参りますが、大体一割くらいは落ちるものと考えてもらいたいと思います。もつと落ちる団体もあるかもしれません。これは団体によつて非常に違つてくると思います。

じゃなくて、たとい補助金がついても、それに伴つて一定率の起債をつけるんじやなくて、起債は起債分として、別個にその団体の償還能力等を勘案してきめていくんだ。こういう方針に切りかえたという話を聞いておるのですが、そういうことはありませんか。その辺の関係を一つお伺いしたい。

○後藤政府委員 三つの御質問があつたようであります。一つは財政計画の上で起債を多く見て参りますれば、それほど一段階が成らなければま

は、やはり一概に
めてつけておりま
体を考えますと、
に考えて起債の事
もう一つ申し述べ
債の充当率は低く
くしております。
それぞれ財政の主
従来加減してお
いてはそういう事
が、そういう場合
りますから、實質上

ですが、それぞれの団体について、率で決まりますと、将来的に償還にかかる費用が増加するおそれがあります。そこで、余裕財源の量を十分手をきめております。
まずと不交付団体の起付団体の方を高め、交付団体の中でも、交付額によって充当率を上げます。補助事業については、針を一応とります。これはやはり起債であるにはやはり起債であります。補助事業について考えていくべきだと考えておりますので、そちらの方向に行きたいたいと思っておりますけれども、現在の段階ではまだ、このままでしては、

○吉山泰輔　この前著者とこれに別れたと思うのですが、再建団体と再建団

も相当あるし交付税もふえたんだから、そこで公共事業費等の地方負担分は一般財源の方から相当これを振りかえ得る。従つて起債が減つても事業はそう影響を受けないといふようなお考えのようですが、どうもわれわれこれから見ると、こういふな急激な、総額において三割もの減額でありますから、その分を地方団体の一般税収等の財源から持つてきて、いやにむしに事業をやるといふような団体はなかなかこの節ないと思ふんです。従つて

いう方針で参りますれば、どうしても起債が減る。それが起債の将来の償還額を減少していくといた建前から、一般財源をふやすことに力を入れました関係で、起債の総額が減ってきていた。財源的な起債が減ってきた。こういった意味で私は、量はなるほど昨年よりは減っておりますけれども、財政計画の上から申しますれば、私は改善されたものと考えておるのであります。

第二の点の、起債が少くなつたので事業をやらなくなるのではないかとい

しておるよな田
そな多くの起債で
くたつて参ります
えなくてはならぬ
離れて、償還能力
考え方はいたして
つけながらやはら
力を考え、あんば
え方とつて行きま
す。

○北山義鳳 そな
いての起債のづけ

本体につきましては、一応原則的には従来の方針をとどめつけるとさらに苦しむ。その辺もやはり考へないと、従つて全然別個にただけでつけるというおりません。比率で個々の起債の償還能ないしていくという考へないと考えておりまると補助事業につ方については、方針考えますから、償還能力のないようなふうな

○北山委員 そうすると原則的には能
來の方法でやるが、多少は三十一年か
ら起債のつけ方が變つてくる。こうい
うようく受け取れるのですが、特別の
場合に償還能力を考えてやるといふこ
とにすると、補助の方は一応きまつ
た、ところが起債の方は、償還能力を考
えますから、償還能力のないような

体にならない団体との間に、こういふ補助事業等について「一体」との程度に考えておるのか。これは非常に地方団体が関心を持っているわけです。再建団体になつた方が一定の仕事を保証されるから再建団体の適用を受けよう、との際自力再建もできないわけではないけれども、再建団体の適用を受けた方が事業の保証がある、補助ももらえるし起債もつけられる、だから再建団体になつておる、こういうわざが相当地方でも飛んでおります。また一方か

第一類第二號

じやなからうかといふ疑問が生ずるわけです。というのは、地方自治体は非常に財政で困つておる。ところがこれの適用を受けなければならない。適用を受けると、いためには、定員をふやしていけば、やはりそれだけ支出が増になる。だから今まで五十九名といふ一学級当たりの生徒数に比例して、教職員の定員をきめておつたのだけれども、昭和三十一年度は人口の自然増がある。それでこういろいろから行くと、数百名は定員をふやさなければならぬ理屈にはなるけれども、生徒数を一学級によけいに押し込んで、そうして教職員の数はふやさない。それがいわゆる地方財政の節約といふような意味にも合致してくるといふような方面から、義務教育等々が運営されていたら非常に事は重大ではなかろうかといふように私は思うわけです。ところが全国各都道府県あるいは市町村における教育の実態においては、某県は一学級当たり六十四名を一人の先生が受け持つているところもあるでしょうし、あるいは一学級当たり五十五名を平均として教職員の定員をきめているところもあるでしよう。そろそると日本全体の教育の立場からするならば、やはりそこに今重大な問題となつてゐるところの教育の平均化、教育の均衡化という問題は、この財政の面からその実態が消えていつてしまふおそれがある。そうすると教育が単に財政の面からもあそぼれて、昭和三十一年度では数万人の生徒数がふえるけれども、財政の面からはふやせない。だから一学級当たりの生徒数を増大することに対しても、教職員の定員をふやさなくていい。こらいうように財政が欠乏しているとい

う面からするならば、財政の問題はあるから重要な面でしようけれども、実際教育の面からするならば、先生の一日当りの労務過重になり、生徒の側からやはりその手を取つて細密な教育のやり方というのが粗懶になるおそれがある。それは優秀な先生たちですから、六十一名になつても、六十五名になつても、それは十分やれるとは思いますが、そうすると全体の教育——これは文教関係になるでしょうけれども、教育の面からして財政は基準を示しただけだ、それは地方団体がやるんだといふような、こういう重大な問題が一面にはありながら、ただ基準を示して廻放しにされるつもりでありますかということを質問しているのです。

はできないのです。

○五島委員 大体それはわかりました。そうすると、この交付金等々を考慮されるときは、現実に地方の一学級当たりの生徒数が非常に多くて、他府県よりも多くても、たとえば三万人児童数がふえていつたら、それに対して考慮されるわけですね。そうすると実際の問題として、五十九名をたとえれば六十一名というふうに、一学級当たり生徒数を二人だけふやすといふようなことの方針を各都道府県が採用しても減少するという変なことになるわけです。たとえば五十九名をもつて一学級当たり予算を組めば、数百名の人負担が伴わなければならぬ。しかし一学級当り二名だけ生徒数をふやしたがゆえに、今度は逆に百数十名は減少してもいいという理屈になるわけであります。そろするとその中に教育問題といふものは非常に重要な、それが再建特別措置法の適用を受けたがゆえにこういうような問題があり、あるいは学級数はふやさなければならない実情があるにもかかわらず、こういうような措置が講じられて、そりとして学級教諭はふやさないといふ現実の地方団体の実情があるとすれば、やはり日本全体の文教関係の面から見ても、非常に重大な問題ではなかろうかと思うわけです。ですからそういうことを考慮して基準等々を立てられたかどうかということをお聞きしているわけですけれども、現実に地方団体では、再建法の適用をめぐって非常に民衆との問題が生じてくるおそれがあるということを私たちは危惧するわけです。ですからどういうようなことを一応聞いて、そして今後

に質問をしておいたのです。
以上で終ります。

○柴田説明員 ちょっと補足いたしま
すが、ただいま実際の御質問でござい
ますが、実際の問題といたしまして
は、形式的にここでは義務教育国庫負
担金を基礎にして計算をいたしており
ますが、実際問題といたしましては、
各県では実際の学校につきまして、教
職員の状況を把握して、学級数が不足
しておるかあるいは十分か、あるいは
余つておるかということを見ておりま
す。そうしてその個々の学級の状況に
つきまして増加教員数を定めていくと
いう方法を最近とつております。先ほ
どお話になりましたように、機械的に
仮定学級幾らにして計算するという段
階は、数年前のことでありまして、最
近ではそういう計算はやっておりませ
ん。それから再建計画を立てます場合
でも、現実には一応必要な教職員数と
いうものは確保されて、それに見合う
一般財源との関連において、必要な教
職員数かどうかということが問題にな
るわけであります。国庫負担金そのも
のといたしましては、実給与額の半分
になつておるわけでありますから、か
りに財政計画とすればおつても、いつ
かはそれが来るわけであります。従い
まして実際の再建の段階になつて参り
ますと、特に義務教育費といふもの
は、地方団体では基本的な経費であり
ますから、御心配になるような点はあ
まりないと考えております。

○大矢委員長 川村委員君。

○川村(継)委員 時間がありませんか
ら、簡単な問題を一つ確かめておきた
いと思うのですが、後藤財政部長にお

四三

今いはるに被詰しておられるが、お

支那の歴史

の不意で元は宣伝局 講堂が起覚

に「伊賀安志山多作」が三絃を一席

自治局の方でも御存じだと思うのですが、政府が農林省を通じて、農山漁村建設総合対策というようなことで、新しい村の対策を立てて、三十二億か三億、数字は私の記憶に間違いがあるかもわからませんが、三十二億か三億の予算でやるうとしているのですが、それらの内容を御存じでござりますか。

○後藤政府委員 私どもが伺つておりますのでは、新市町村の建設計画の補助が出来ますのは、団体にたくさん出ておりまして、農山漁村建設総合対策費という費目じゃないかと思いますが、これは団体補助が大部分でございまして、市町村に直接行く部分はありますから、ごくわずかではないかと考へております。団体補助のものが多いと聞いております。

○後藤政府委員 先ほども申しました
ように、団体補助の形式をとつて参ります。
農業団体に補助する。従つて農業
団体が負担をする。こういう格好の
ものが大部分であります。従つて市町
村には直接は関係がございません。も
ちろん市町村と農業団体との間で、多
少市町村から持ち出す部分があるかも
しれませんけれども、一応負担関係は
そういうことになつておりますので、

派的に推進をしました町村合併促進法に対する一つの大きな抵抗運動のようにな形になつて現実に現われている。この点は自治庁としてもつと注意して検討をしていただきたいと思います。と申しますのは、一市町村単位でもうとにかくわらず、あまり大き過ぎるといふので、部落単位のそういうものを盛んに考えておる。部落単位でやるといふことになれば、同一市町村の中で一つの部落だけは数百万円の補助金をもららう。他の部落は全然もらわないと

う。
○後藤政府委員　臨時職員の下にもう一つで法的ないいろいろな处置をのがれようとしておる。実際は三万人も四万人も動いておる。こういうものを財政計画の面で一体自治廳はどう見ておるかといふ。身分關係はあとの問題として、財政計画上これをどう見ておるかといふことなのだ。臨時にいっては去年の財政計画、ことしの財政計画で多少見てきておるようだけれども、ここまでまだ下りていない。財政計画上のあなたの方の見方を一応話してもらいたいと思

おつしやる程度の額だつと思いますが、資金アールをして出していくといふような計画があるということを承知しておりますが、その内容は、私どもまだはつきりつかんでおりません。○川村（継）委員 私の申し上げることが間違つておつたら、あとで一つお調

○川村維一委員 私は団体補助であるからどうかはつきりわかりませんけれども、今私が申し上げましたように、農山漁村建設総合対策の中に、いわゆる新しい村の一つの振興対策という意味で六百五十万円出させるわけですよ。一町村当たり六百五十万円、そのうちの一二百六十万円といふのを補助するわざ

そういうことはなくておらずので、われわれの方から見ますと、やはりこれは市町村のワクの外でやるので、財政的にはそういうことが言えると思うのであります。しかしその負担を市町村がある程度かぶつていく可能性はあるらしく思いますけれども、財政計画の上ではそういうのは一応見ておりません。

の実業たるに数百万円の荷札金を貯めらる。他の部屋は全然もらわないといふふうなことに奇妙な結果になるのですよ。今それで方々でもめております。これはもしこういうふうなことを政府が考へてゐるのであるならば、町村合併促進法に対する大きな問題が起つてきますから、この際自治厅側としては極力に農林省の方に働きかけてもらいたい。こういう意味において今までしまして、大臣は十回の会見と面見をしてお

○後藤政府委員　臨時職員の下にもう一つ臨時にあるとおっしゃいますが、おそらく人夫費ではないかと思いますが、これは投資的経費の中に入つておるわけであります。従つてその計画の中では財政的には見ておるわけであります。これは身分上の問題は別な問題でありますことはおっしゃる通りであります。しかし、コンスタンントに投資

三十一年度だけで五百四十五億円を指定する。そして一ヵ町村に六百五十五万円見当で、今の計画を遂行させるところが六百五十万円というても、このうちの四割、二百六十万円だけを農林省が補助しようというわけですね。これが私の計算ですと大体十三億にならうございます。ところが残りの分

か。これは結局六百五十万円予定しておりますても、農林省がするのは二百六十五万円ですから、三百九十五万円市町村の持ち分になる。実際市町村の農業課対策をやるのに、では一体農業協同組合から出させるのかどうかということになると、これもおかしなものでして、

○中井委員 今川村さんがお尋ねになつた新農村建設計画、これは現実のところは入れてもらわなくちやといふことで運動が始まつた。突然のお尋ねに付けておいていただきたい。これは市町村にすると少い額ではございません。お願いします。

必要があればわれわれは、農林大臣と自治省長官二人並べてお尋ねしてみたいと思ひます。

○門司委員 ちよつと話は違います。が、ことは財政計画の中に臨時雇用をかなりたくさん、九十億ばかり一施設見ておるようだけれども、その臨時の下にもう一つ臨時というものが実際には

出し分になるのぢやないか、こう思ひ
んですよ。今年五百町村を指定し、来
年また七百町村、これを五ヵ年計画で
やろうというわけですが、こうなる
と、まあ本年度は五百町歩であります
けれども、市町村の財政上相當大きくな
問題となつてくる、こう考えられるの
ですが、この点について財政部長はどう

す。こうなりますと、これはわれわれが
としましても、また自治庁としても、
このままやすやす見過ごされない大き
な問題だと思う。市町村財政に大き
い問題がのしかかってきている。おそら
く地方財政計画の中にも、そういうう
うなことは検討されていないのぢやな
いか。こういうことを心配するわけ

ある。これがどういう作用をしておるかといふと、これの作用がいわゆる牛業救済事業費を食つたり何かして一つの大きな問題になつておる。これは地方公務員だけではない。國家公務員の中にもある。ことに建設省、農林省などたくさん持つておる。その身分は従つてはつきりしておらない。手続として

○門司委員 私もそれはそう考へる
です。身分の問題は公務員法関係の問題で整理すべきであるということであるが、実際問題としては、さうき言つたようにこれが一番下のものから事業計画についてはかなり大きな災いをしておる。だから今の臨時職員の中には、これをだんだん減らしていくとい

○後藤政府委員 先ほども申しましたように、団体補助の形式をとつて参ります。農業団体に補助する。従つて農業団体が負担をする、こういう格好のものが大部分であります。従つて市町村には直接は関係がございません。もちろん市町村と農業団体との間で、多少市町村から持ち出す部分があるかも知れませんけれども、一応負担関係はそういうことになつておりますので、われわれの方から見ますと、やはりこれは市町村のワクの外でやるので、財政的にはそういうことが言えると思うのであります。しかしその負担を市町村がある程度かぶつていく可能性性はもちろんあるかと思いますけれども、財政計画の上ではそうものは一応見ておりません。

○川村(經)委員 われわれの方も一つそれも確かめますけれども、よく調べておいていただきたい。これは市町村に対すると少し額ではございません。お願いします。

○中井委員 今川村さんがお尋ねになつた新農村建設計画。これは現実の問題として全国各地で、一つおれのところは入れてもらななくちやといふことで運動が始まつた。突然のお尋ねなどで、あなた方も十分資料がないことはわかりますが、これはそういう計画を推進されると、地元がどれくらいの金額を負担するのであるか、また市町村との関連はどうか。これは一つ自治行政においてさうそく連絡をしてもらいたい。というのは、この新農村建設計画は、だんだんわれわれが研究してみますと、ここ二、三年来自治庁が鳴り響いて

派的に推進をしました町村合併促進法に対する一つの大きな抵抗運動のような形になつて現実に現われている。この点は自治庁としてもと注意して検討をしていただきたいと思います。申しますのは、一市町村単位でやることになれば、同一市町村の中で一つの部落だけは数百万円の補助金をもららう。他の部落は全然もらわないと、うるうなことに奇妙な結果になるのですよ。今それで方々でもめておられます。これはもしとういうようなことを政府が考へているのであるならば、町村合併促進法に対する大きな問題が起つてきますから、この際自治局側としては強力に農林省の方に働きかけてもらいたい。こういう意味において今関連しまして至急計画の実情を調査をして、この次に報告してもらいたい。必要あればわれわれは、農林大臣と自治庁長官二人並べてお尋ねしてみたいたいと思います。

計画の面で一体自治庁はどう見ておるか。身分関係はあとの問題として、財政計画上これはどう見えておるかといふことなのだ。臨時については去年の財政計画、ことしの財政計画で多少見てきておるようだけれども、ここまでまだ下りていない。財政計画上のあなたの方の見方を一応話してもらいたいと思う。

○後藤政府委員 臨時職員の下にもう一つ臨時があるとおっしゃいますが、おそらく人夫賃ではないかと思いますが、これは投資的経費の中に入つておるわけであります。従つてその計画の中では財政的には見ておるわけであります。これは身分上の問題は別な問題でありますことはおっしゃる通りであります。しかし、コンスタントに投資的経費というものがある自治体におおきな影響もしては、そういうものは財政的に問題だけである程度財政的にはそれでよいではないか、こういう考え方をしております。それを身分的にどう臨時職員に持っているか、他のちゃんとして大格好に持っていくかということは、別な問題としてあるように私どもは考えております。

○門司委員 私もそれはそう考えるんです。身分の問題は公務員法関係の問題で整理すべきであるということであるが、実際問題としては、さつき言つたようにこれが一番下のものから事業計画についてはかなり大きな災いをしておる。だから今の臨時職員の中にいる人も減らしていくといふ

う方針で、一般の職員に採用のできる分がある。この分はなかなか一般職員に採用できるものが少い。事実少いが、雇った形というものはさつき言つたような形になつておつて、これが事業費の中だけで操作されるということになると、やはりこれが失対費を食つていくといふ形がだんだん出てくると思う。やはり財政計画の中で、事業費といふものの中に見てあるからいということだけでなく、多少の人員費を一應見るべきではないかということが考えられる。同時に事業費の中を見ると、事業費の内訳にどれだけの人物費を見ておるということがやはり考え方であります。この問題の処置がなかなかつかない。小さな都市にはないかもしませんが、大都市ではどこでも一つの大きな悩みになつておると思う。だから、今のところ何もなければ何もないでよいのだが、ここでもう一つ突っ込んで聞いておきたいことは、財政計画の上でそういうことが考えられるかどうか。

○後藤政府委員 事業費のうちで労務費的なものを抜き出して、それを給与費にはつきり出していくとすることは、これは事業によって非常に違つて参りますから、財政計画の上でそれを明確にするのは不可能ではないかと考えます。

○大矢委員長 それではこの際理事の補欠選任についてお説りをいたします。すなわち、理事でありました永田亮一君が去る九日一たん委員を辞任せられましたため、理事が一名欠員になつておりますので、この補欠選任を行わなければなりませんが、この指名

は先例に従つて委員長より指名することに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議がなければ、理事は従前通り永田亮一君を御指名いたします。

次に、小委員の補欠選任についてお詰りをいたします。すなわち、地方税法の改正に関する小委員でありました福井順一君が去る九日委員を辞任せられました結果、小委員が一名欠員になつております。この補欠選任をしなければなりませんが、これを委員長より指名することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議がなければ、委員長より額額弥三君を小委員に御指名をいたします。

次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

昭和三十一年三月十五日印刷

昭和三十一年三月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局